利島村島外通院助成

対 象 者

利島村に住所を有し、島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院および入院をする必要があると、事前に利島村診療所の医師が認めた方。

※現に利島村に在住し、村税等の滞納が無い方に限ります。

申 請 の 流 れ

① **事前に利島村診療所を受診**し、島外通院助成申請書の医師証明欄に記入してもらう。　※申請書の医師証明欄への記入は無料です（診察料等は必要です）。

② 島外の医療機関を受診し、**診療明細や領収証等を必ずもらう。**

③ **受診から２ヶ月以内**に以下の書類等を役場住民課まで提出する。

1. 診療所医師証明欄に記入済みの申請書
2. 受診した医療機関の診療明細や領収証等
3. 助成金の振込先情報（未登録の方のみ）
4. **宿泊先の領収証**

※2・4の書類等は原本をお持ちください。役場にて写しを取らせていただきます。

助 成 額 ／ 申 請 可 能 回 数

1. 住民税非課税の高齢者（65歳以上）
   宿泊費の領収証がある場合→17,000円　　宿泊費の領収証がない場合→10,500円

2. 1以外の方
   宿泊費の領収証がある場合→12,000円　　宿泊費の領収証がない場合→7,500円

3. 付添い（介助者）※が必要な場合、１、２の助成額に以下の該当する助成額を追加
   患者が小学生の場合→5,500円追加　　患者が中学生の場合→10,500円追加
   15歳以上の患者で付添が必要と医師が認めた方→10,500円追加
   ※15歳以上の患者の付添いについては家族・親戚に限定しません

【申請可能回数】
4月１日から翌年3月３１日までの１年間に、6回まで

＜ご注意ください＞
当助成（利島村島外医療機関通院交通費等支援事業）は、利島村診療所の医師により、島内での治療が困難であることが認められた場合に適用される制度です。そのため、**必ず島外の病院にかかる前に、「利島村診療所の医師による証明」をもらってください。島外受診後の証明書発行はできません。**

【問合せ先】利島村役場住民課　TEL:9-0013